

## 第5章 電子行政資料に対する取組

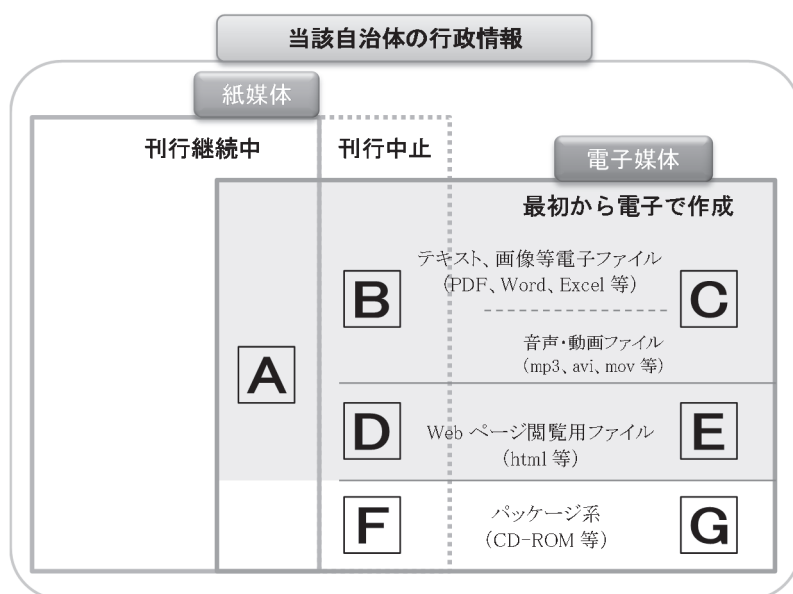
以下、電子行政資料の収集、提供、課題等について述べる。

なお、本調査における電子行政資料とは、以下のものを対象とすることとした。

本調査で「電子行政資料」として対象とするのは、所属する自治体（市区町村。都道府県は除く）が公式ウェブサイト上で提供・公開する地域行政情報で、以下のようなもの。

ただし、提供が CD-R、DVD-R 等パッケージ系の電子メディアのみで行われ、ウェブサイトでは公開されていないものは除く。

- 従前は紙媒体で刊行されていた地域行政資料で、紙媒体による刊行を終了し、自治体ウェブサイト上の電子情報のみで提供されているもの。
- 紙媒体での刊行が継続されたまま、自治体ウェブサイト上でも同様の電子情報が提供されるようになったもの。
- 紙媒体での刊行を経ず、新たに自治体ウェブサイト上のみで提供が開始されるようになった行政情報。



※図中A～Eを調査対象とする

### 1 電子行政資料の収集

ここでは、まず収集の実施の有無を尋ねた。続いて、実施館を対象に規定や方針の有無、対象とするファイルの形式、収集方法について尋ねた。

#### (1) 収集

まず、電子行政資料の収集を実施しているかどうかについて尋ねた（図 5.1）。

都道府県立図書館では、「収集している」と回答した館が 27 館（57.4%）であった。市区町村立図書館では、「収集している」と回答した館が 113 館（9.0%）であった。都道府県立図書館でも 6 割を切り、とりわけ市区町村立図書館では、実施率はまだまだ低い結果となった。

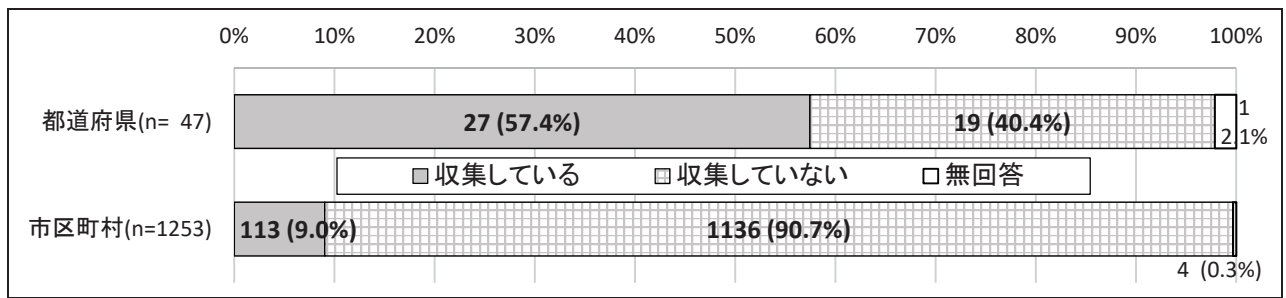


図 5.1 電子行政資料の収集

### (2) 電子行政資料に関する納本規程

本問以降 3 までは、本章 1 (1) で「収集している」と回答した図書館を対象として調査した。

まず、行政施策の中で制度化されているかどうかを確認するために、電子行政資料について図書館への納本の規程の有無を尋ねた (図 5.2)。

都道府県立図書館では 3 館 (11.1%)、市区町村立図書館では 4 館 (3.5%) と、いずれも低い数値で自治体としての制度化が進んでいないことが分かる。存在する場合でも、自治体の「県文書管理規程」や「市行政資料取扱規程」の中で、特に媒体を問わずに図書館への納本が定められているものが見受けられた。

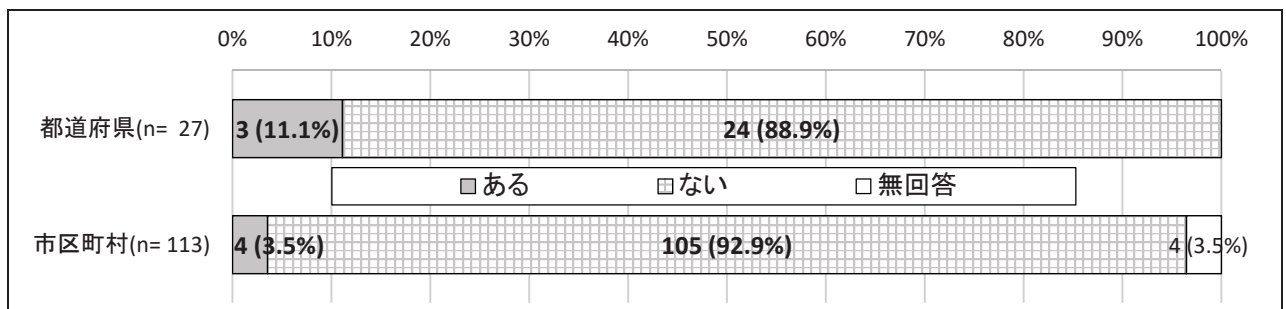


図 5.2 電子行政資料に関する納本規程

### (3) 電子行政資料に関する収集方針

次に図書館の中での電子行政資料の位置づけを把握するために、図書館での収集方針や基準の有無について尋ねた (図 5.3)。

「電子行政資料の収集に限定した方針や基準がある」と回答した館が、都道府県立図書館においては全館、市区町村立図書館でも 97 館 (85.8%) であった。図書館側では地域資料としての電子行政資料の位置付けが明確となっていることがうかがえる。

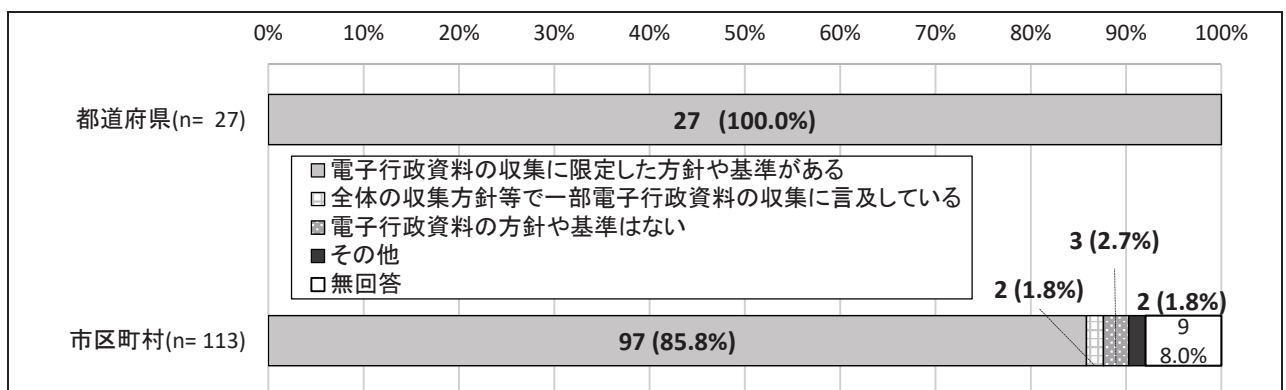


図 5.3 収集方針

#### (4) 電子行政資料の収集対象

これまで紙媒体で刊行されていた行政資料が、電子情報に置き換わることが多く、図書館としても収集の継続性という点から課題となっている。そこで収集対象とする資料の範囲を、紙媒体での提供から電子情報での提供に変更された場合と、初めから電子情報で提供されている場合とに分けてファイル形式を尋ねた（図 5.4、5.5）。

紙媒体からの変更資料については、都道府県立図書館では全館、市区町村立図書館でも 97 館（85.8%）と、PDF 形式では高い数値であった。一方 Office ファイル等では約 6 割となった。

新規に電子情報として刊行された場合は、都道府県立図書館でも市区町村立図書館でも、PDF 形式で 6 割を超え、Office ファイルが 5 割程度となった。PDF 形式のような容易に編集ができないファイル形式を対象としている点からも、図書館側としては従来の紙媒体の代替物として電子情報をとらえていることがうかがえる。

また母数が異なるので一概には判断できないが、音声ファイルや動画ファイルの収集については、市区町村立図書館の方が高い割合を示した。

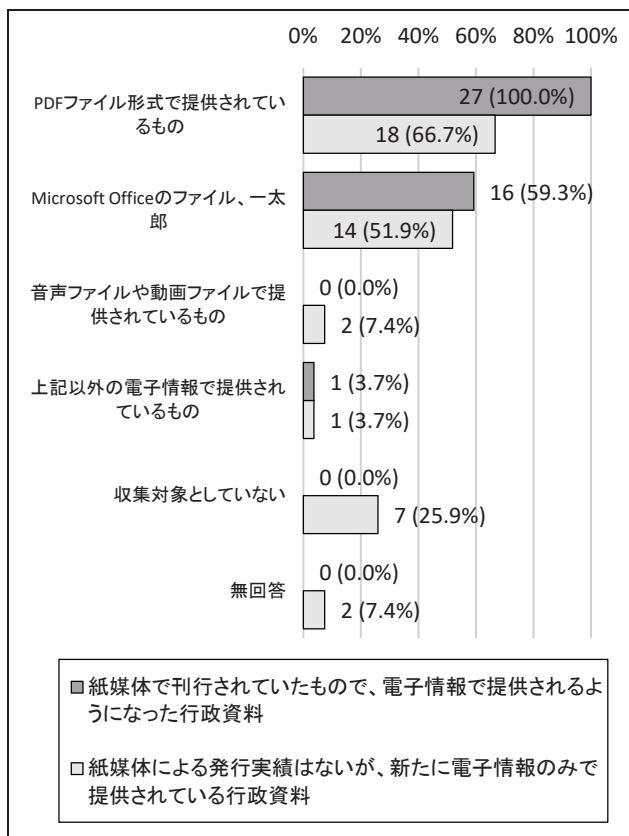


図 5.4 収集対象（都道府県）  
調査対象数 27（複数回答可）

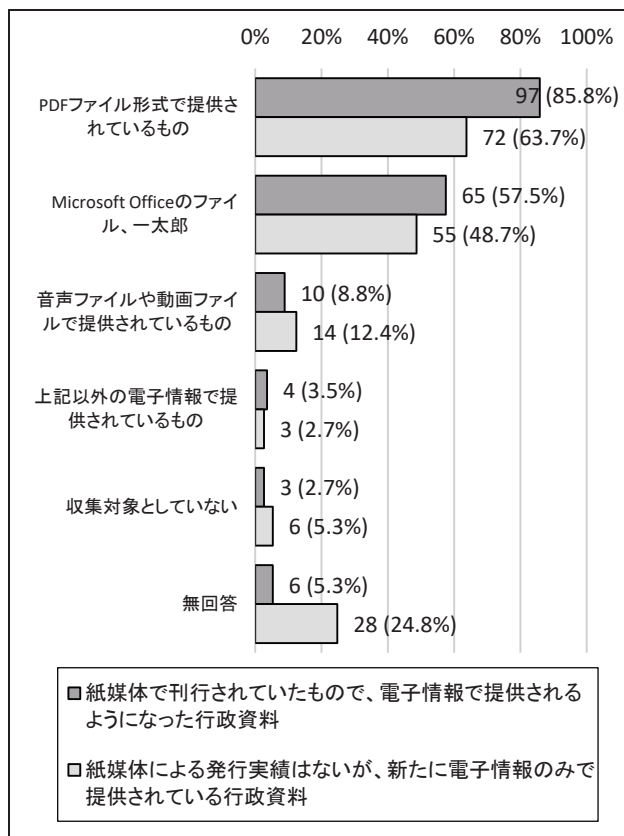


図 5.5 収集対象（市区町村）  
調査対象数 113（複数回答可）

#### (5) 電子行政資料収集に際しての許諾手続き

ウェブサイト上の電子ファイルの保存は、厳密には著作権法上の「複製」に該当し、収集（複製）に際しては著作権者の許諾が必要となる。許諾手続きについて、現場での対応方法について尋ねた（図 5.6）。

都道府県立図書館では、「個別に得ている」が 14 館（51.9%）と多かったのに対し、市区町村立図書館では「包括的に得ている」の 48 館（42.5%）が多かった。また「その他」として「許諾を得ていない」と回答する館も複数あり、その場合は大きく二つの傾向があった。

- ア ウェブ上に公開された公共機関の情報については黙示の許諾が得られているとする場合
  - ・ 公に公開されているものばかりなので特に許可を得てはいない。
  - ・ ウェブで公開（「ダウンロードしてください」と表示）されている資料を収集している。
- イ 自分の自治体のものなので許諾は不要と考えている場合
  - ・ 市の発行しているものが中心であり許諾を取る必要があると考えていない。
  - ・ 当市発行・県発行で一般公開されているものに限るため、特に許諾を得ていない。

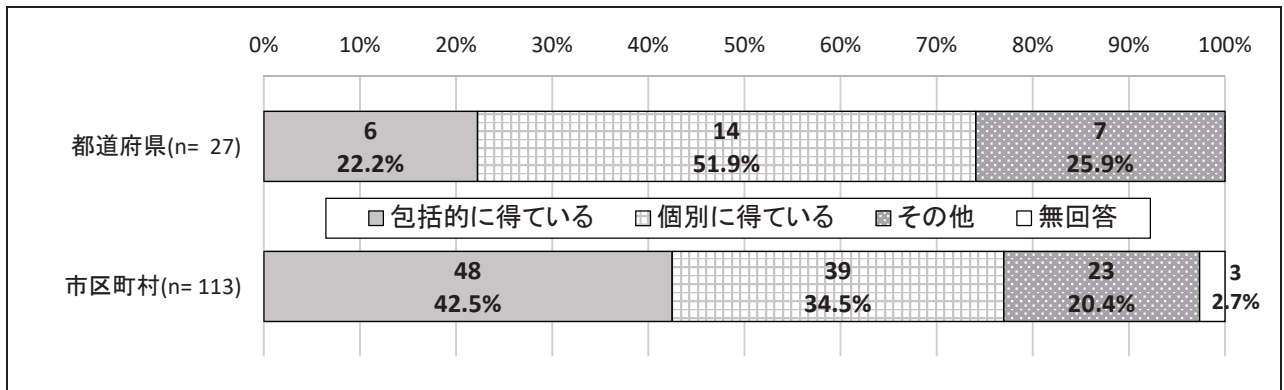


図 5.6 許諾手続き

## (6) 収集方法

電子行政資料データの収集方法について尋ねた（図 5.7、5.8）。

都道府県立図書館で 20 館、市区町村立図書館で 84 館、ともに約 74%が「図書館がウェブサイトから電子情報を収集」していると回答した。「その他」としては、「発行部署が紙媒体に印刷して図書館に送付」と回答した館も複数あった。

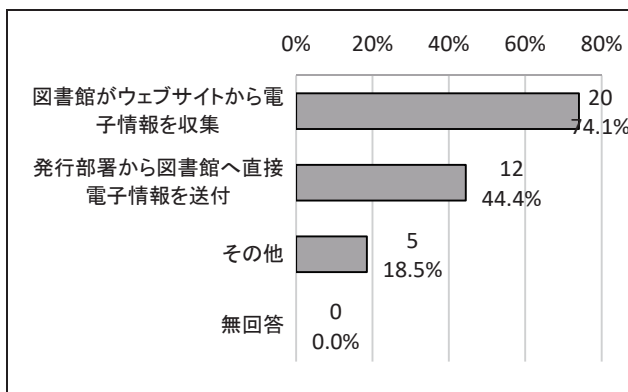


図 5.7 収集方法（都道府県）  
調査対象数 27（複数回答可）

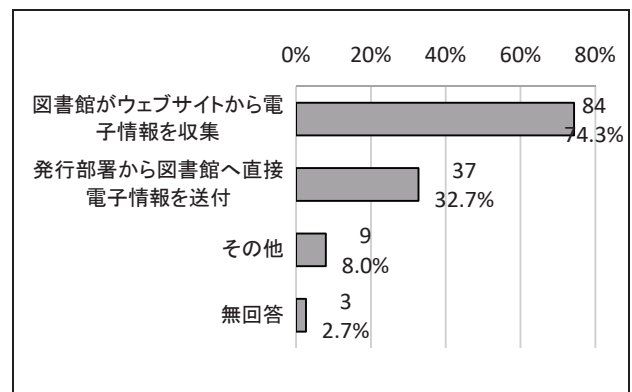


図 5.8 収集方法（市区町村）  
調査対象数 113（複数回答可）

## 2 電子行政資料の保存・提供

ここでは、引き続き収集を実施している館を対象に収集した電子行政資料の保存方法及び提供方法について尋ねた。

### (1) 保存方法

収集した電子行政資料をどのように保存しているかを尋ねた（図 5.9、5.10）。

複数回答が可能ではあるが、都道府県立図書館では 21 館（77.8%）が、市区町村立図書館では 88 館（77.9%）が、「電子情報を紙媒体に印刷」していると回答した。電子情報としての特性が十分活

かされていない現状がうかがえる。「電子情報をファイルサーバなどのハードディスクに保存」と回答した館は、都道府県立図書館で8館(29.6%)、市区町村立図書館で16館(14.2%)となっており、割合で見れば都道府県立図書館は市区町村立図書館の倍の実施率となった。

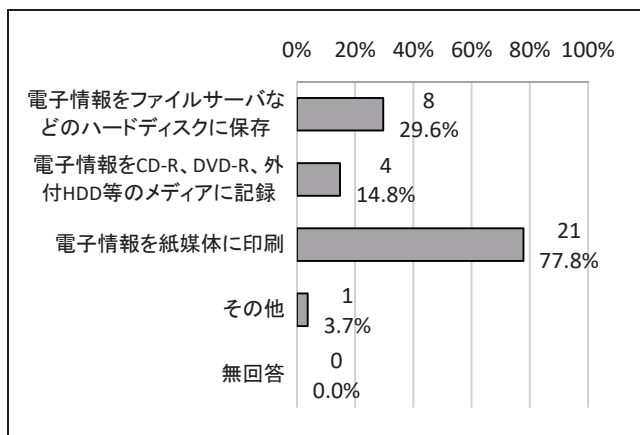


図 5.9 保存方法（都道府県）  
調査対象数 27（複数回答可）

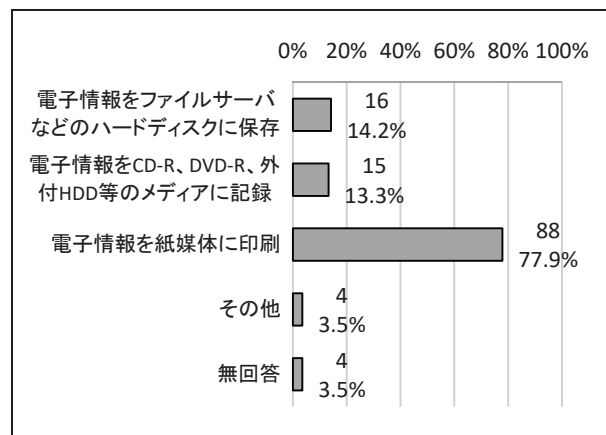


図 5.10 保存方法（市区町村）  
調査対象数 113（複数回答可）

## (2) 提供方法

電子行政資料の提供方法について尋ねた（図 5.11、5.12）。

都道府県立図書館で20館(74.1%)、市区町村立図書館で72館(63.7%)が、「OPACに登録し、紙媒体で提供」となり、前項2(1)の保存方法に影響を受けていることが分かる結果となった。次いで高い割合を示したのは、都道府県立図書館では「自館のデジタルアーカイブ等で公開」であるのに対し、市区町村立図書館では「館内で来館者に限定公開」であった。

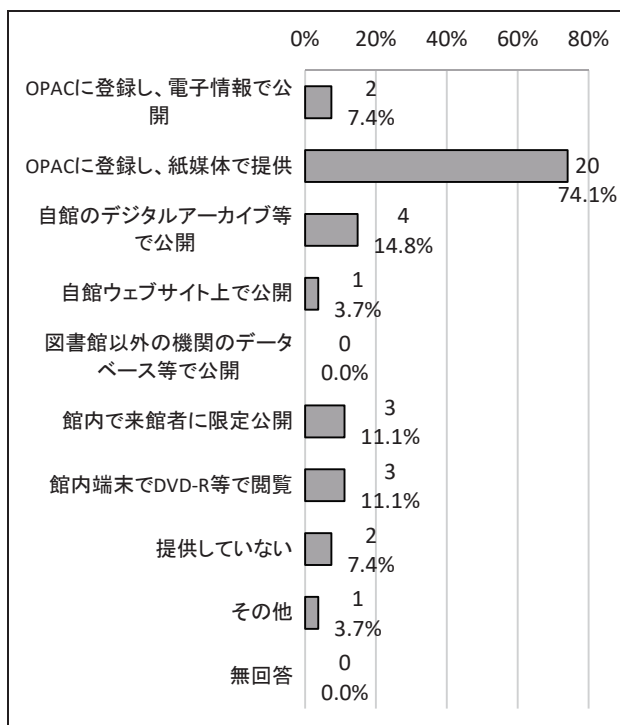


図 5.11 提供方法（都道府県）  
調査対象数 27（複数回答可）

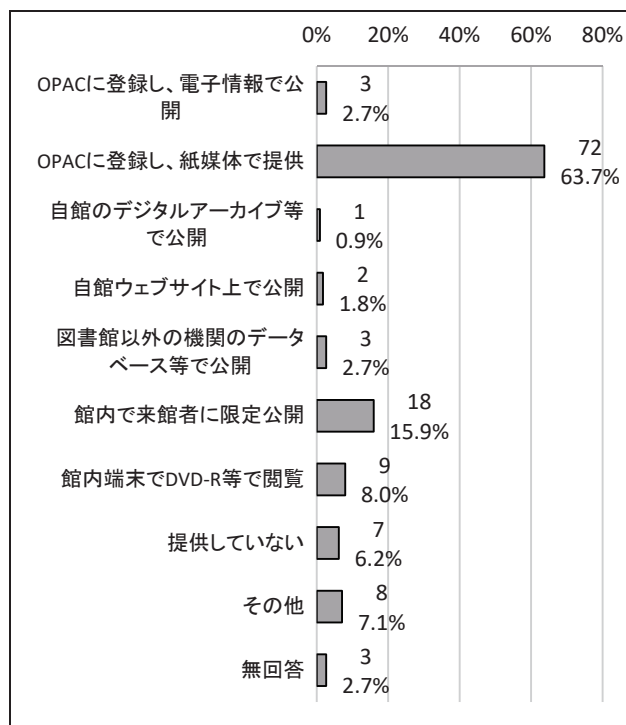


図 5.12 提供方法（市区町村）  
調査対象数 113（複数回答可）

## (3) 紙媒体での収集の継続

紙媒体での刊行が継続されたまま、電子情報としても提供されるようになった行政資料がある。

電子情報で行政資料を収集している図書館において、紙媒体での収集を継続しているかどうかについて尋ねた（図 5.13）。

都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに、「収集を継続している」と回答した館が80%以上と多かった。

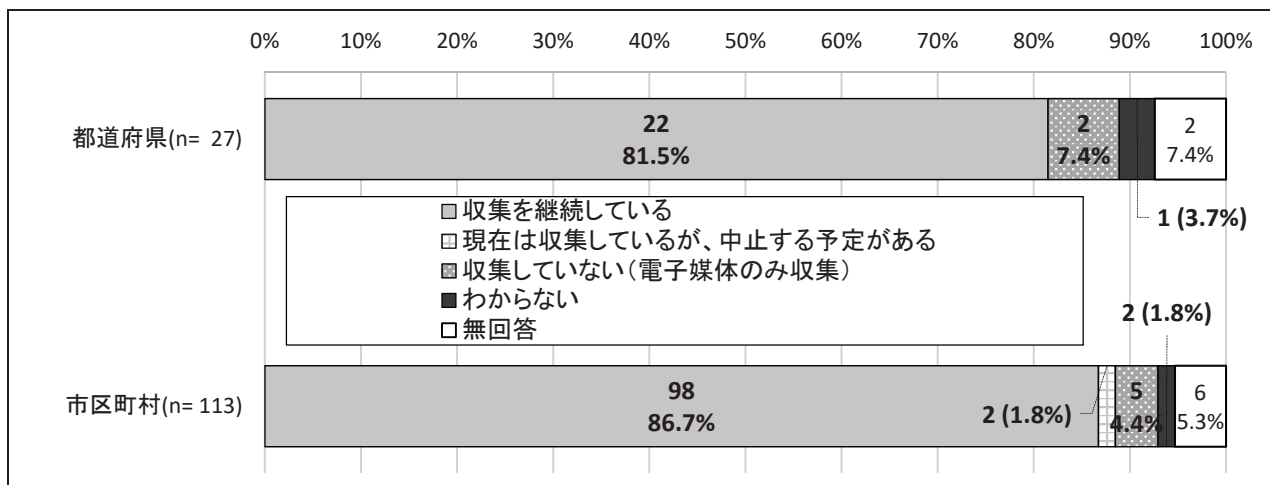


図 5.13 紙媒体の継続

### 3 電子行政資料に関する課題

ここでは、電子行政資料の取扱いに関して、現在解決すべき課題と各図書館が考える事項についてまとめた。

各館で業務を行っている中での課題について、重要なものを3つまで選択してもらっている。

都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに、「対象資料の発行状況の十分な把握ができていない」が抜きんで多く、「行政機関との連携が不十分である」とする回答も多かった。現状では、情報収集等の面で、自治体内の各組織との連携が不足しているという認識の館が多いようである。また、「方針、基準が不十分である」という回答も多かった。「その他」の記述では、人員・労働力不足や環境不備などが挙げられた。具体的には以下のようなものである。

#### (都道府県立図書館の例)

- ・ 資料情報の入手や許諾手続、印刷、製本等の事務量の増加
- ・ 書誌作成などに時間がかかり、登録が進まない

#### (市区町村立図書館の例)

- ・ 図書館内に電子行政資料を閲覧する機器が設置されていない
- ・ 担当者を置き対応を検討したいが、人員が確保できない

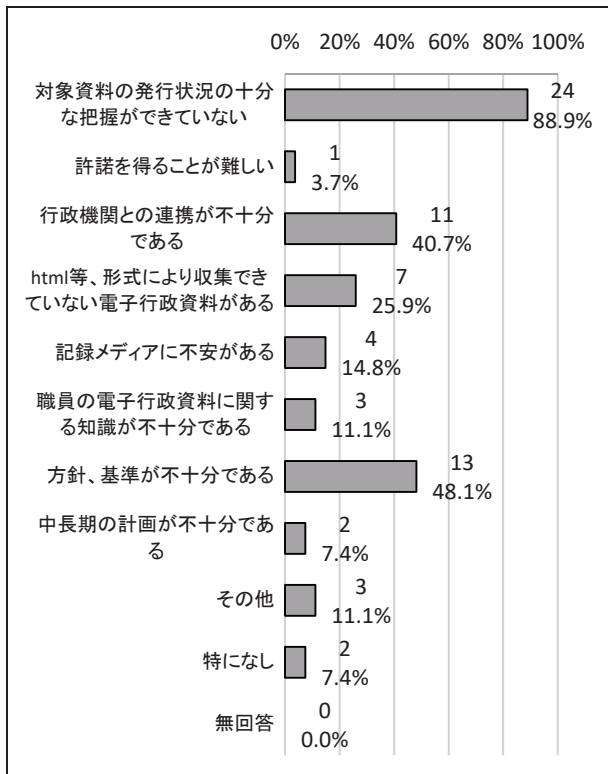


図 5.14 電子行政資料の課題（都道府県）  
調査対象数 27（複数回答可）

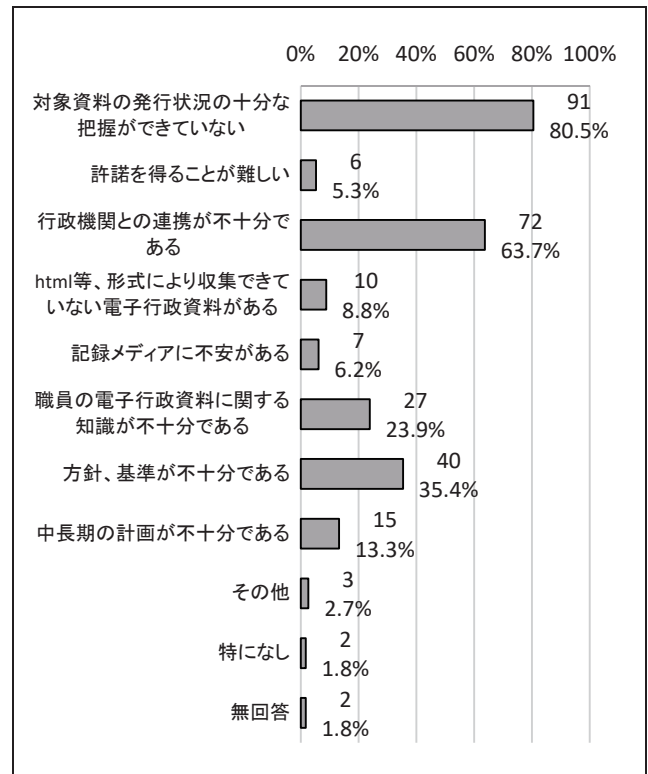


図 5.15 電子行政資料の（市区町村）  
調査対象数 113（複数回答可）

#### 4 電子行政資料を収集していない図書館

ここでは、電子行政資料の収集を実施していない図書館を対象として、実施していない理由と今後の計画の有無について整理する。

##### (1) 収集していない理由

本章 1 (1) で、電子行政資料を「収集していない」と回答した図書館に、その理由について尋ねた（図 5.16、5.17）。

都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに、「対象資料の発行状況の把握ができていない」を理由として挙げた館が 4 割を超えた。また同時に、都道府県立図書館では「収集方針対象外である」とする回答も同数あり、意図的に収集を行っていないことが分かる。一方、市区町村立図書館では「職員の専門的知識が不十分」とする理由が多く挙がっていた。

「その他」の回答としては、「紙媒体での収集で十分」とする回答が、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに多く見られた。また、市区町村立図書館においては、「電子行政資料が存在しない」という回答も多かった。その他、具体的には以下のような理由が挙げられていた。

##### （都道府県立図書館の例）

- ・必要な資料については、許諾を得て当館で印刷し紙媒体で受け入れている
- ・紙媒体、CD-R 等パッケージでの提供を基本としているため、電子資料の収集、保存はしていない

##### （市区町村立図書館の例）

- ・現在のところは、紙媒体と両方で出されているケースがほとんどのため、紙媒体のみの収集としている
- ・必要と思われる資料は印刷して紙媒体で受入しており、それらの提供で十分なため

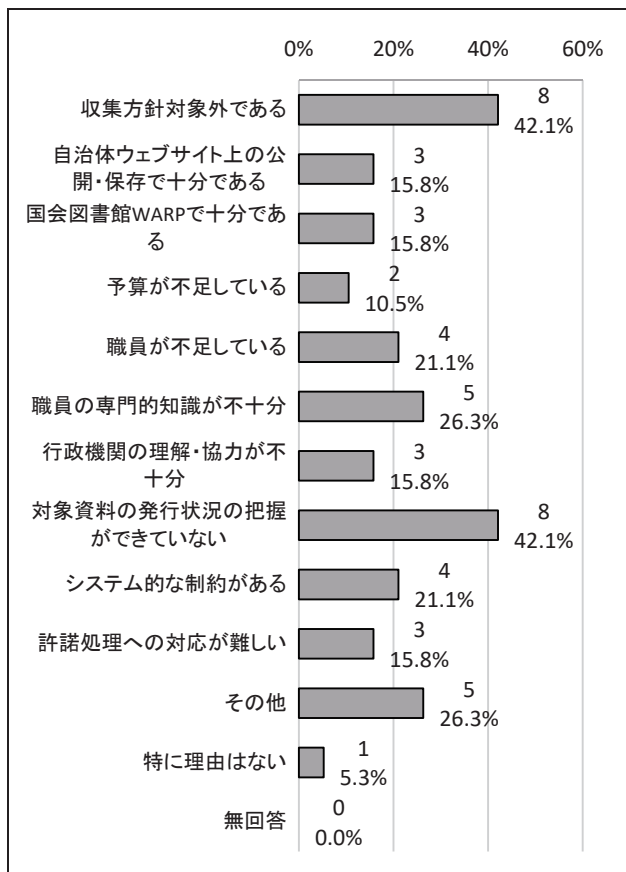


図 5.16 収集していない理由（都道府県）  
調査対象数 19（複数回答可）

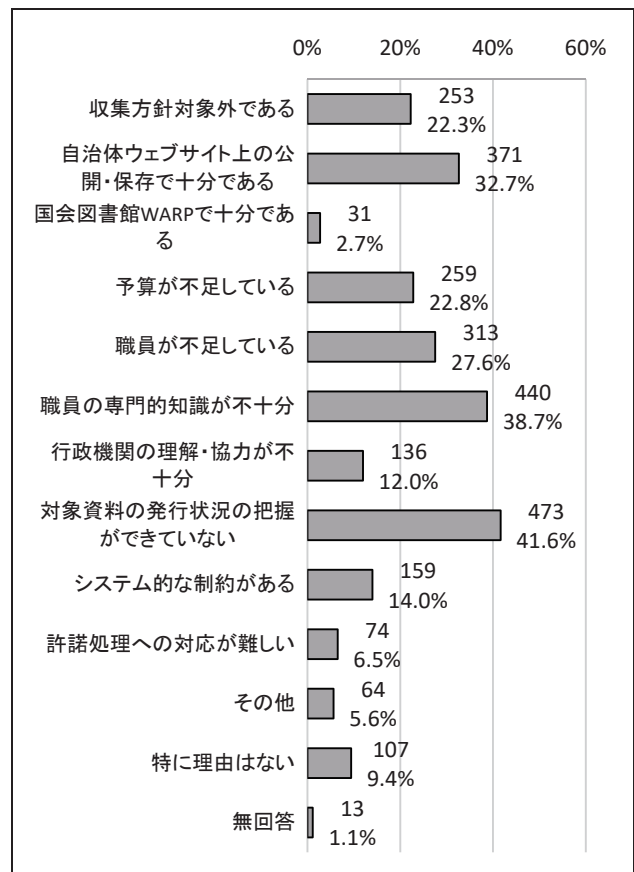


図 5.17 収集していない理由（市区町村）  
調査対象数 1136（複数回答可）

## (2) 電子行政資料に関する今後の計画

続いて、今後電子行政資料を収集する計画があるかどうかを尋ねた。（図 5.18）。

「具体的な計画がある」あるいは「具体的な計画はないが収集したい」と回答した館が、都道府県立図書館では計 8 館（42.1%）であったのに対し、市区町村立図書館では計 246 館（21.6%）であり、実施に向けての意欲は、都道府県立図書館の方が割合が高かった。

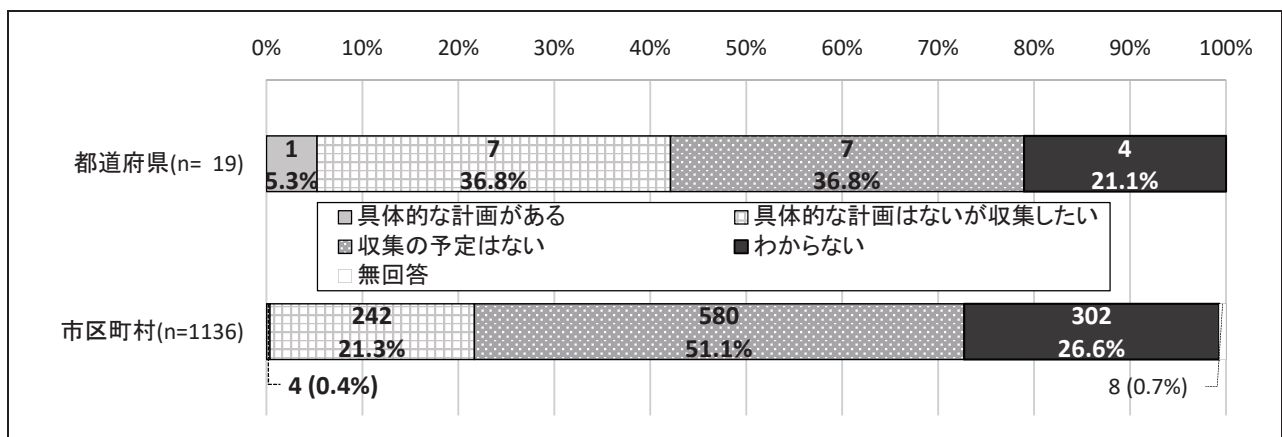


図 5.18 今後の計画